

たのである。その後、蒙古より使節が大宰府に至るようになり、蒙古襲来の危機が増大するに伴って、幕府は少弐資能・大友頼泰を鎮西防衛の軍事統率者として、異国警固を強化する方針をとった（瀬野精一郎『鎮西』御家人の研究）。例えば、少弐資能の守護管国である筑前・肥前の要害警固を大友頼泰が少弐資能と共に当たることを命じているごとくである。しかし、この権限も、鎮西各国守護に北条氏一門が九州に下向してくると、次第に彼らにその権限を移行・還元されていった。

鎮西の要害警固の指揮官の命令を受けた大友頼泰と少弐資能は共に、博多の東と西に陣を構えていたところから、鎮西東方奉行、西方奉行と呼ばれた。

六 蒙古襲来と豊前武士

文永三年（一二六六）八月、蒙古の皇帝フビライは黒的らに命じて、国書を日本に遣わし朝貢を求めようとした。使者は翌年正月巨濟島まで来たが、季節的に風波高く、渡海困難と判断して引き返した。

フビライは黒的らを、この年八月、再び高麗に下した。高麗は使を博多に送り、宰府守護人少弐資能に国書並びに方物を渡し、幕府へ取り次ぎを頼んだ。

幕府は、国書を朝廷に送り、執奏を請うた。朝廷は論議百出の末、返答を与えないことに決定した。幕府では、十八歳と若い執権時宗、前執権政村の連名で、鎮西諸国の守護人へ、蒙古の襲来の近いことを予想して出陣の用意をするよう命じた。

蒙古はその後使者を送りつけ、文永十年三月、五回目の使者

趙良弼も、返答を得られず、空しくフビライのもとへ帰った。

文永八年九月、幕府は、

蒙古人襲来すべしの由その聞えあるの間、御家人等を鎮西に下し遣わすとこ
ろなり、早速、自身肥後国に下向し、守護人に相伴われ、且は異国の防禦を
致さしめ、且は領内の悪党を鎮むべし、てへれば仰せによって執達件の如し

（原文文）

と武蔵国の御家人小代氏に命じているごとく、鎮西に所領をもっている関東の御家人を西国に赴かしめた。

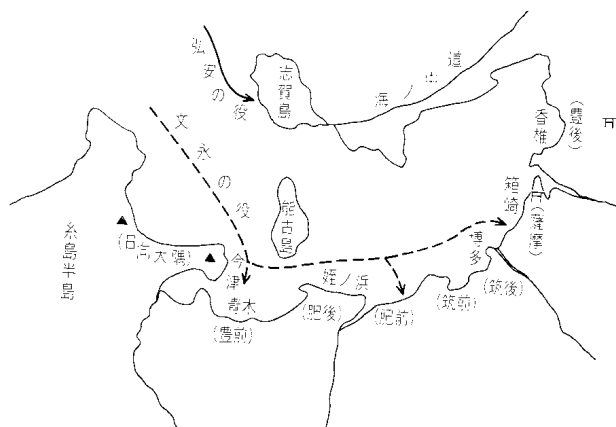
文永の役

国号を元と定めた蒙古は、高麗に命じて軍船九〇〇艘を建造させ、元軍二万五〇〇〇、高麗軍八〇〇〇、水手七〇〇〇の計四万人をもって、文永十一年（一二七四）十月三日、馬山を出港し、五日、対馬を襲って、守護代宗資国らを全滅させ、十四日、杵岐に到達して、島の男を斬殺し、女は手のひらに穴をあけて綱を通して船べりに結びつけた。十九日には、博多湾西部の今津（福岡市西区）に迫り上陸を開始し、百道原や博多・箱崎方面にも続々と上陸してきた。

博多・箱崎方面に上陸してきたのは元の本隊であったというが、この方面で指揮して戦ったのが少弐資能の二男豊前守景資で、大いに奮戦した。

景資は豊前守という受領として、豊前の在庁官人を指揮し、彼らと強い絆をつくって次第に被官化を進めていたと思われる。彼が弘安八年（一二八五）に岩門城で戦死したとき、彼と運命を共にしたと思われる豊前国の武士が何人か史料で指摘できるからである。兵庫氏・金田氏・野中二郎入道正行がそれである。

第1図 蒙古合戦関係図



の権力を持ち、国内の地頭御家人の大番役（京都の警備役）について指揮し、謀反人・殺人を探索逮捕するとの大犯三箇条に厳しくその権限を制限されていたのであるが、この国難にあたって、非常大権ともいべき権限を付与されたのである。

また、建治二年（一二七六）には、我が国から高麗に攻撃をかける異国征討計画がすめられ、これに参加しない武士は、博多湾沿岸に石築地を建造することを命ぜられた。

建治二年、少弐氏三代の経資が、肥後の守護秋田城介（安達）泰盛の代官にして子息である次郎盛宗へ、管下の御家人等をして、兵員・武器・船舶・船員の書上げを行わせるよう命令を出した。その御家人の提出した三月十一日付の請文の中に、盛宗の使者仏道房という者が鎌倉へ赴いたので、それに兵員・武器等の注進状を託したとある。また、閏三月二日、左衛門尉頼房が、兵員・武器の員数は仰せの旨に任せて注進したが、守護代（安達盛宗）が博多へ上った時に、子息を上げた。まだ見参を遂げないのでしようかと請文に申し添えている（相田二郎『蒙古』（襲来の研究））。

「使者仏道房」や「左衛門尉頼房」は宇都宮氏かも知れない。通房は系図では建治元年、七十三歳で死去したというが、永仁三年（一二九五）まで史料に見ることができ、通房は「薩摩前司入道」と呼ばれたから、通房の初見ではないかと思われる。「左衛門尉頼房」については、系図によると、当時三十歳前後であるから元服する年齢の子息があったかどうか疑いが残る。今後の研究に待ちたい。しかし、高麗攻めが実行されたかどうかかわからない。

弘安の役

弘安四年（一二八一）五月三日、馬山を発した四方の東路軍（元・高麗連合軍）は九〇〇艘に乗って、二十一日に対馬に到着、二十六日、老岐島を侵し、六月六日、博多湾頭の志賀島に一部が上陸した。日本軍は陸づたいや海上から志賀島に向かい、賊船に夜襲をかけて勇戦した。敵将洪茶丘は十三日ごろ、この攻撃にたえかねて敗走し、肥前鷹島へ向かった。豊前の武士は、石築地役所が青木横浜（現福岡市西区今宿付近）であったから、船で志賀島へ渡って

元軍が対馬・老岐へ襲来したとの急報を受けた幕府は、十一月一日、豊後の守護（鎮西東方奉行）に宛てて、鎮西九か国の住人で、その人がたとえ將軍家と主従関係を結んでいる御家人と称する身分の者でなくても、今後の合戦に参加して、もし軍功を立てたならば、その人に褒賞を与える由を、普く告げ知らせよと命じ、また、本所領家一円の地の住人等を召し集めて防戦に従事すべしとも命じた。本所領家とは京都等に住む庄園領主のことで、一円の地とは庄園領主が直接その庄園に権力を振るい幕府から地頭として御家人を入部させることのできなかった領地という意味である。元来、守護は幕府から任命され、一国の軍事警察上の権力を持ち、国内の

奮戦したと思われる。

江南軍は二年前、元によって滅ぼされた南宋の軍隊で編成され、その数およそ一〇万人が三五〇〇隻の軍船に乗って七月下旬、肥前の平戸島に到着し、東路軍と合流した。江南軍の先発隊と東路軍は杵岐島を襲った。この時、少弐資能は八十四歳(?)の高齢にもかかわらず渡島して戦い、重傷を被って、これが原因で死去した。

閏七月一日の夜半、台風が北九州を襲い、元軍はほとんど漂没してしまつた。

異国警固番役

文永の役以前より、筑前・肥前両国の要害警備を九州の御家人に命じていたが、文永の役の翌建治元年(一二七五)二月の異国警固割り当ては次のように三か月ずつになつていった。

春三か月	正月—三月	筑前	肥後
夏三か月	四月—六月	肥前	豊前
秋三か月	七月—九月	豊後	筑後
冬三か月	十月—十二月	日向	大隅 薩摩

しかし、翌々年には、この割り当ては変更されている。文永の役の反省で波打ち際に防塁として石築地を造ることになり、その役所を一年を通じて警備するように改められたらしい。古文書を整理すると次のようになつていた。

香椎前浜	豊後	一か月交替(?)	
箱崎	薩摩	三か月交替	
博多	筑前	筑後	一か月交替
姪浜	肥前	肥後	一か月、のち二か月交替
青木横浜	豊前	一か月交替	

今津後浜 日向 大隅 三か月交替

幕府は、御家人を統率する方法として、惣領制をとっていた。当時の武士は所領や家僕等の財産を子女に分割して譲与したが、一族を統率する能力のある器量よしを惣領とし、他の兄弟を庶子と呼んだ。惣領は庶子の財産をも統括しており、大番役や異国警固番役を、その所領の大小に比例して支配した。「支配」とは課役等を割り当てるという意味に使われた。異国警固番役も、守護から割り当てられた期間と石築地の長さを庶子たちに割り当てた。病人・老人・女子は自身で出かけることができなないので代官を差し出すことになる。

再々度の来襲を恐れる幕府は、弘安九年(一二八六)七月、鎮西では、御家人の所領を女子に譲与することを禁止した。このころから、徐々に女子への財産分与が行われなくなるが、急速には徹底しなかつたらしく、翌弘安十年五月、肥後国の御家人相良頼俊が、宝治合戦勲功の地上毛郡成恒名をウバイロという女子に譲っている。この成恒名には早くから山田氏が居住していて成恒氏を称して石築地役を勤めた貴重な史料を残している(『末久』文書)。

今成恒・秋成・底足・福光名等の分、青木石築地の事、本役所と称し、惣領山田庄に混じ修固せしめ候の条、見知候ひおわんぬ、恐々謹言

乾元二 九月十七日 舜種 在判

山田太郎右衛門入道殿

この意味は、乾元二年(一二三〇三)、青木横浜(福岡市西区今宿付近)の石築地修理について、成恒道門が山田庄内の知行分と一緒に、道門の知行している今成恒・秋成・底足・福光名等の割当分を勤仕したことを証明するといふものである。